成二十四年経済産業省告示第二百三号)(原子力発電工作物の保安に関する省令第五十三条第一項の表各号の規定に基づき特定重要電気工作物を定める告示(平)

(傍線部分は改正部分)

- (削る) (削る)	(削る)(削る)	(用語) 条(略) ※大臣及び原子力規制委員会 作物は、次の各号(第四十八 を物は、次の各号(第四十八 を物は、次の各号(第四十八 を物は、次の各号(第四十八 を動は、次の各号(第四十八 を動は、次の各号(第四十八 を動は、次の各号(第四十八 を動は、次の各号(第四十八 を動は、次の各号(第四十八 を動は、次の各号(第四十八 を動は、次の各号(第四十八 を動は、次の各号(第四十八 を動は、次の各号(第四十八 を動は、次の各号(第四十八 を動は、次の各号(第四十八 を動は、次の各号(第四十八 を動は、次の各号(第四十八 を動は、次の各号(第四十八 を動は、次の各号(第四十八 を動は、次の各号(第四十八 を動し、次の各号(第四十八 を動し、次の各号(第四十八 を動し、次の各号(第四十八 を動し、次の各号(第四十八 を動し、次の各号(第四十八 を動し、次の各号(第四十八 を動し、次の各号(第四十八 を動し、次の各号(第四十八 を動し、次の各号(第四十八 を動し、次の各号(第四十八 を動し、次の各号(第四十八 を動し、次の各号(第四十八 を動し、次の各号(第四十八 を動し、次の各号(第四十八 を動し、次のを動し、から、から、から、から、から、から、から、から、から、から、から、から、から、	改正案
機 一 一 一 一 一 一 一 東京電力株式会社福島第一原子力発電所 第三号 一 機 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	機東京電力株式会社福島第一原子力発電所の第一〜七の(略)	保済産業大臣及び原子力規制委員会が定 経済産業大臣及び原子力規制委員会が定 業大臣及び原子力規制委員会が定める 、その判定期間が十三月以上であるもの 、その判定期間が十三月以上であるもの 電気工作物) においてあるもの であるものであるものを であるものを には であるもの であるもの であるもの であるもの であるもの であるもの であるもの であるもの であるもの であるもの であるもの であるもの であるもの であるもの であるもの	現

十~五十 (略) 機	九 東京電力株式会社福島第一原子力発電所 第機	八 東京電力株式会社福島第一原子力発電所 第	(削る)
	^宋 六 号	第 五 号	
十四~五十四(略)号機	十三 東京電力株式会社福島第一原子力発電所 第六号機	十二 東京電力株式会社福島第一原子力発電所 第五号機	十一 東京電力株式会社福島第一原子力発電所 第四